### 創刊50周年

日本総合研究所特任研究員

### 橋俊之 氏

(前年金局長、元年金管理審議官、 元社会保険庁総務課企画室長)

制

度を実務に

先人の努力の軌跡と最先端の実務に向けて

年金実務組織のこれまでとこれから

年金制

度のこれまでとこれから

## こ れ ま で

1

制

度と実務

課企画官 4年間、 出していた平成16年から は、 社会保険庁総務 様 企画室長とし 々な問 題 が噴

正を担当しました。年金管理 政検証、令和2年年金制度改 年金局長として、令和元年財 年金管理審議官で年金実務に 案に携わりました。9年後に 仕事でした。 合わせ、役所での35年のうち 審議官2年、年金局長3年と 戻り、諸問題に対応してから、 社会保険庁の業務 日本年金機構法案の立 年金の制度と実務の

度を成り立たせているの 実務組織です。 実務を担

**゙**これから」については、

本

代から、 してきた先人の努力の なる制度改正への対応に奮闘 、ます。 的 員の な番号制度もなかった時 コンピュータも、 膨大な事務量と度重 奮闘が制度を支えて 軌

題は山 持って努力してきた多くの人 反省点は山ほどあり、 うしていれば、という強烈な し込む。ここをもっと早くこ 存在は忘れられません。 実務に根ざした制度を作 -金制度の「これまで」 制度を実務に確実に落と 敬意を感じます。 積ですが、使命感を 今も課 لح

> 誌連載 と「これから」を展望します。 構造」で記していますので、 年金実務組織の「これまで\_ 0 「年金制 度の理念と

# 創始 社会保険実務組織

は、 行に伴 出張所が順次設けられましの出先機関として、健康保険 に保険課) 府県の警察部健康保険課 健康保険の地方における事務 じて実施するのが通例であ 時の内務行政は、 険部が置かれ、 直接持つことは異例でした。 保険署が設置されました。 在地等の全国5か所に、 しかし、 地方長官に移管され、 社会局がその出先機関を 康保険法の大正15 (後に社会保険出張所 で所掌し、 昭和4年からは、 内務省社会局に保 各道府県庁所 地方庁を通 府県で 'n 道 当 康

初は外局の保険院が設置され 立して厚生省が設置され、 和13年に、 後に内局の保険局 内務省から独

昭

和37年には、

厚

生省

0)

保

16 公布され ました。 生年金保険法に改称さ 年に労働者年金保険法 設けられ にまし 昭和19年に た。 昭 和

上 生大臣に属するが となり、 知事が行うこととなりま いわゆる「 制定された際、 昭和22年に地方自治法が 一の指 員は、 終戦 の所属とされました。 行 社会保険に従事する 政は、 後、 |揮監督は都道府県 その任命権は厚 国家公務員たる 地方の 地方事務官」 道府県の民生 例外とし 社会保 業務

となりました。 成を行ってきた国税庁 した。交通や通信が発達 委ねるかは、 た現在と違うにせよ、 始の 務署等と異なるあゆみ 国 括の組織と人材育 大きな分かれ目で 地 括の 地方行政組織に 実 天務組織 地方事務 0

> よる事務処理が必要とい えによる折衷策でした。 全国 的 に単一の 会保険は 事業 玉 が

## 業務の拡大への対社会保険庁の設置 対 置 応

れ、 知事と市町 した。 に伴昭 都道府県の民政 1, 国民年金課等が置か 和36年の国 地方事務は、 厚生省に年金局 町村長へ機 民年金 都道 主管部局 関委任さ が施行 府県 が置 n ま

独立させ、外見険局、年金局が 中央移管が進められ、昭和32所に移管されました。戦後は、 年には保険局年金業務室 けるため 府県の社会保険出張所 険庁が設けられ 会保険事務所となりました。 1社会保険庁年金保険部 厚生年金 手作業による紙台帳管理 全国 戦 0) 争中、 の社会保険出張 から現業部 被 とし ました。 保険者記 戦火を避 て社会保 は、 都道 門を 社 绿

> され、 職員 I В М れました。 による中央 気テープ(電子計算システム) ンチ入力の作業を行 所で受け付けられた届 ド)による中央一元管理 められました。 さらに、昭和37年からは、 、が統計会計機を用 年金業務室に進 紙台帳管理に加え、 一製の大型計算機が導入 カード 東京都 一元管理が始めら 社会保険出張 杉並 いました。 産さ ンチ X 61 琿 れ、 てパ 出書 力 13 井

成、 による年金裁定作業が開 て、 能大型電子計算機の設置を経 年金受給者 年金保険部業務課 定原簿の社会保険事務所 ました。 年金給付の裁定業務は、 プロ 和43年から、 グラムの作成、 年金記録問題が生代からの事務処理に ラムの作成、高性有原簿テープの作 への移管、 集中処理 始さ から 裁

と昭

和8年度

からの後期計画

画

昭

月に完全実施され

ました。 昭

次拡大され、

和63

年2

は社会保険業務センター

いめら

れ

ました。

ながら、 います。 処理に 的 な情 闘していたのだと思 急増する膨大な事 処 理 術 を 取 り入 務

## 号の導入の稼働と基礎年金乗 $\Delta$

括処理や記録管理を行うオン 書、請求書の入力処理を行 設置する窓口 ライン事務処理方式です。 イン業務室の電子計算機で にデータを送受信し、オンラ データ通 れました。社会保険事務所 処理方式案」 昭 和5年度からの前期計 和52年に、 信回線を通じて中央 装置により、 がとりまとめ L

よる基礎年金 和60 基礎年金番号制度が導入 平成9年から施行され 年  $\dot{O}$ 制度の 年金 制 度改 実施に伴 Í

時代から始まり、

当時の先端

じますが、

手作

紙台帳

由

今でこそ、オンライン

一番号による集中

一時はデー

タ通信サー

黎明期

であり、 の苦労が多

戦

務処理は常識ですが、

号番号による加 れていない 大にありました。 上が図ら 一番号に結び付けら 年金事業運営 過去の手 ましたが ・ビス 入記録 前 が

知時の 組みました。年金相談や 付けを進めました。 年金給付の裁定請求時に 番号への登録統合に取り 本人に照会を行 平成 帳記号番号の基礎年金 名寄せに基づいて、 基礎年金番号に結び 本人からの 10 基礎年金番号の诵 日年度以 降、 1, 申し出 年金 計画

> 地方事務官制 の設置: 会保険の廃 事止

ました。 ŋ その下に社会保険事務所を置 局 支分部局である社会保険事務 年金課を、 ました。 国に属する変則 は国家公務員で人事・予算は 指揮監督を受ける一 0 織となった原因の一つとされ 民生主管部の保険課 職 括法で廃止され、 (都道府県単位)に改組 職員は厚生事務官となり ガバナンスが不足 地 員として都 方事務官 平成11 社会保険庁の地方 年の地 二 は 的な制度であ 道 府 方、 都道 県知事の 地方分権 した組 • 身分 国民 府県 道 府

で、機関委任事務は廃止され、 て処理する行政事務でした。 公共団体の長が国の機関とし には国の事務であって、 成 の直接執行事務として、 機関委任事務」 の指揮監督の下で、 11 年 0 地 方分権一 は、 括法 法的 主務

ったと想像されます。

た。 保険 直接執行事務へ移管されまし 国民年金法に基 員とともに、 相 《関委任事務 当部分が市町村 、料の徴収事務等、 (庁に移管され 都道 一づく市 府県 から国 ました。 国民年金 事 町村長 から社 務量 0

要しましたが、 きました。 これに至るまで長 的 言な事 務処理の基盤 廃止により、 13 年数を がで

年9月に80項目の

「緊急対応

議会も置かれました。平成16 民間出身の委員による運

営評

プログラム」を公表し、

改革

# 日本年金機構法の成立社会保険庁の改革と

案は、 駄遣 金個人情報の業務目的外閲覧 や国会審議で、 で成立しましたが、 金保険料の収納率など、 や情報漏洩の疑い、 平成16年の年金制度改革法 設の問 , , 指摘されました。 の業務運営上の様 野党が強く反対する中 題、 調達の問題、 年金事務費の無 職員による年 年金福祉 マスコミ 々な問 国 民年

社会保険庁長官として、 成16年7月に、 民間出

職員と、 省内 班が具体案を立案しました。 ジェクトマネージャー等を置 庁改革推 長官を本部長とする社会保険 ' : 庁 庁改 各改革テー 司 内から集めた事務局 民間企業出身のプロ 進本部が設置され、 が就 始まりまし マの改革検討

具体案は、 でに検討され 向けた有識者会議」で12 の「社会保険新組織の実 改革方針がまとまりまし 新たな組織を設置するなどの 営を分離した上で、 運営と政府管掌健康保険の 翌年5月に、 る有識者会議」 を進めました。 社会保険庁の在り方に また、内閣官房長官の下に、 厚生労働大臣主催 公的年金制度 ました。 が設けら それぞれ られ、 月ま 関

た「ねんきん事業機構法案 18年3月に国会提 出

異なる特色のあるものと での社会保険庁とは全く ました。 の機関」とし、これま 労働省に設置する 関 0 の位置づ 組 け 玉 特 厚 行

改革プ 平成 保険給付については公法 業務改革を進める「業務 保険協会が発足しました。 人で実施することとし、 施しつつ、 れました。 康保険法改正 一年金と一体的に国 情報の活用をはじめ、 張ネットワー 年9月に、もう一段の の公法人化のための健 社会保険庁では、平成 また、政 着実に 20年10月に全国健康 ログラム」を公表 また、 取組みを進め 保険料設定や 適用徴収は厚 府管掌健 案も提出さ 住民基本 ・クシステ が実 康保

> そのまま、 ことから、 適正事務処理が議論となった 国民年金保険料の免除等の 関連2法案は、 に国会審議 業改善法案の社会保険庁改 審議未了 んきん事業機構 審議中断となり、 入りしましたが、 廃案となりまし の臨時 平成 18年5月 国会後 不

これに担わせることとする方 針となりました。 務員型の公的新法人を設けて に関する業務は、 担うこととするが、 る財政責任 で検討され、 その間、 • 管理責任は国が 方針 新たな非公 年金 その が与党内 にかかか 運営

運営に関する基本計画 れ、審議・成立しました。事業改善法案が国会に提出 月 が設けられ、その最 日本年金機構 年金業務 法案の成 日本年金機構法案」と 平成 公立後、 組 の当面 織再 20年7月に、 内閣官房に "生会議\_ 終整理 の業務 が 閣 . بخ

国会に提出しました。

律改正を要する事項

業改善法案として

議決定され、 ń まし 設立 準 備 が 進

8

0

再分配を行う仕組みです。国入を前提に世代間扶養と所得制度として、全国民の強制加一生涯にわたる超長期の保険 ません。 が直 果たすの 給付までを一 る国 を基礎とし、 公的年金制 民の |接に関与して運営責任を つでなけ 体として行 適用、 度は、 れば成り立ち 国 0 徴収 信 国に 用 から 力 1,

収納 は国 払う、こととしました。 銀行を通じて国 限とし、年金の支払いは日本 付の裁定は厚生労働大臣 金特別会計に積立て、 の歳入として年金特別会計に このため、 とし、 し、年金積立金は国 年金保険料 年 一金財 [庫から直流 政 年金給 は、 の責任 接支 の権 [の年 玉

これを受けて、平成19

年

З

限  $\exists$ 一方で、 委任と事務の委託を受け 本年金機構は、 り入れるために、 公法人とされ (動的で効率的 実務組織は、 国から権 ました。 非公務 な経営 民間

ていないケー

スがあること

権限 て、 他に例を見ない実務組織です。 の良いところを取り入れ メントについ 機能も持ちつ など、 の活用 基本台 行 ては、 つ、 )政機 や 滞納 ベネッ 組織マネジ 関のような 民間 処 } た [組織 分のの ワ

### 年金 記 録 問

が、 るにも b フィルムで管理されている 1 4 3 0 に未統合の記録が5千万件あ は、 オンラインシステム上 ていない記録 ること、 ン上の記録で、 点となりました。 H た旨 があ の記録 台帳 コンピュー 年金記録 正 本 かかわ 確に入力されてい ること、 ②厚生年金の旧台帳 0 や被保険者名簿等か 万件等は、 が台帳等に記録さ 本 い問題が. 人の があ -タに収 基礎年金番号 **④保険** 申し 案の ること、 ①オンライ マイクロ 大きな焦 一の記録 込録され 出 審 な 議 (3)

認のための手続きを行う 合に向 すること、⑤外部有識者 会によって総合的に判断 であっても、第三者委員 会保険庁や市町村に記録 と、③年金記録相談体制 との突合を実施するこ 保険庁のオンライン記録 が保有する記録と、 イクロフィルムや市町村 と被保険者に対して、確 て名寄せを行い、受給者 て、プログラムを開発し い5千万件の記録につい 号に結びつ ました。①年金記録 検証委員会を置き、検 等を行うこと等です。 強化を図ること、④社 案が検討 公案審議 ②社会保険庁のマ 証拠がない場合 けられていな 基礎年金番 題に対 ・公表され 社会 の統 して

> た。 を進めている課題です。 13 組期間として記録問 25年度までの4 基づく取 最優先の課題となり、 その後も継続して取組み 組みを進めまし 年間 を集中 題 工 平 程表 取成

## 日本年金機構

社会保険庁は、昭和37年7月1日の設置以来、平成21年史を閉じ、平成22年1月1日に、日本年金機構が発足しました。

ました。

機構設立に当たって、職員の全国一括採用・全国異動、都道府県単位の社会保険事務局の9つのブロック本部へのはじめ、様々な組織・業務改はじめ、様々な組織・業務改革が行われました。

アクセスによる情報流出事案の日本の登が進められました。 平成27年5月に生じた不正な改革が進められました。 で成27年5月に生じた不正 でがりし、その強い

日本年金機構設立後金記録問題への対応

ク本部 た。 組織 組織改革、 体型組織への再編をはじめ、 型の組織から全国集約型・ ルールの徹底など、地方分散 約、業務マニュアルの一元化、 クト」の 本部機能の強化、 [を集 情報開示・共有が図られ 事務センターへの業務集 ・業務改革が行われまし 本年金機構 0 71項目の改革項目の 廃 業務改革、人事改 止と本部 紅組期 成 再生プロ 期間とし 度 こへの集 ブロ から3 ロジェ 7 ッ

た。 的な見直しが行われました。 不適正事務 申告書に係る外部委託業者の の発生防止対策が行われまし 明した方へのお支払 点検」により、 点検」と「事務処理誤 平成 平成30年には、 外部委託の在り方の全般 社会保険オンラインシ と「事務処理誤りの総29年の「振替加算の総 削新 業務システムについ 処理 (フェ 支給漏 の問 ーズ 1) 扶養親族 題が生 れ が判

> 64・6%に上昇しています。申請割合は、令和4年度には進められ、主要7届書の電子 構 ンビジネスモデル」の施策が 向 達(オンライン事業所年金情 の確立等に向けた「オンライ ン化、デジタルワークフロー とともに、 ステムの改善も逐次図られる よる から適用事業所への電子送 令和5年には、 お客様サー た設計が進んでいます。 稼働しました。現行シ 務 主要7届書の電子 刷新フェー 0) 令和4年度には ビスのオンライ 1 日本年金機 1 ズ2に レ

子デー 所は、 タルと連携しながら、 利になりました。 んきんネット」も、マイナ 各種の通知を確認できる「ね りました。個人が年金記録や ページで受け取れるようにな 報サービス)も始まり、 各種情報や通知書の タをe G 0 V より 0) マイ

%にまで低下しましたが、-は、平成22年度には64-国民年金保険料の最終納付

きました。テレワークも

一知能

しも身近になって

EB会議も定着しまし

より、 料の令 付率は「80・7%」となり、 80%の大台を回復しまし 々な対策の積み重 令和2年度分保険

和4年度の最終納

ね

## れ か 5

## 最先端の実務をデジタル社会の

んでいた時代です。 線をブロードバンドと るかに低速のADSL回 ネット回線は、今よりは ませんでした。インター Twitter (現 X) もあり ホも発売前でした。You iPhone も Android スマ 隅々に浸透し、AI(人 インターネットが生活 今から20年前といえば、 それが今では、スマホ Facebook & 呼

> ます。 以来13年が経過し、 務は、大きく進化してきて 日本年金機構が設立され 組織と業

でしょうか 金の実務は、どのようになる です。そのような社会で、年 しょうか。想像するに楽しい ようなデジタル社会になるで た。今から20年後には、どの

を基軸としたデータ連携によ も始まります。マイナンバ 戸籍のマイナンバー情報連 テム刷新フェ る自動化も一層進みます。 厚生年金・健康保険の適 本年から開発が始 事務の流れが変ります。 ーズ2が稼働 きるシス 1 携

る届出 及し、双方向がオンラインでが、小さい事業所を含めて普 紙を使った事務処理は、 事務は、電子申請と電子送達 するようになり、 双方向がオンラインで 、紙や郵便による通 部 用

> を除 なくなって ľλ る

進化しているでしょう。 なり、AIによる自動回答も 所に出向かなくて良 普通の風景になるでしょう。 年金の裁定請求をするの 認の上、 金相談が普及して、年金事務 各種のお知らせを確認したり、 たり、年金記録、年金見込額、 マイナポータル経由で本人確 年金相談も、オンライン年 ハ々は、 国民年金の手続をし スマホやパソコン いように が、

ります。 務に、注力していくようにな でなければできない大切な業 社会のトップランナーを目指 すとともに、その職員は、 年金実務組織は、 デジタル

## 制度の進化を実現す 勤労者皆保険など、 る年金実務

度 課題と将来像」では、 る 人の将 「年金制度の理念と構造~ 本誌に1月から連載 来の方向を論じまし 年金制 して

で 反映して 多く 、の制 度改正を実

が重要です。に反映する社会経済システム 社会保障費用を、 は、 実現は、 んで働き手が貴重な社会で に中立的 来の低年金者を防ぎ、 とりわ 不可欠です。少子化が進 人の労働に対する賃金と 大きな挑戦です。 いく挑戦が続きます。 な制度とするため 勤労者皆保険 価格に適正 働き方

従業員、 労働者、 には、 が、厚生年金に加入する公的 障を受けられる社会を目 業者を含め、 基礎年金と報酬比例年金の保 年金制度の一元化を実現 65歳となる20 私は、 週 20時間 5人未満個人事業所 フリーランス、 寸 |塊ジュニア世 すべての働く人 4 法満の短時間 车 -頃まで 自営 代が

その実現の 別組織の 力の発揮が期 ためには、

たいと考えます。

します。 は、それを実務として可 デジタル 社会の 進